

# コインロッカー使用約款

コインロッカーは携帯品を一時保管するためにお貸しするものです。ご使用の場合はこの約款によるものとします。

## 1 取扱時間

江津ひと・まちプラザパレットごうつ（以降「パレットごうつ」）開館時間9時～22時（但し12月29日～1月3日を除く）の当日に限ります。

## 2 使用料金

ロッカーの使用料金は大型・小型共に1回100円とし、利用終了時に料金は返却されます。

## 3 使用期間

使用は当日限りとし、鍵の持ち帰りは禁止します。使用期間中、パレットごうつはロッカー内の収容品の保管の責任を負いません。

## 4 使用期間経過後の措置

使用期間を経過したときは、収容品を所定の場所に移し、その日から数えて7日間拾得物として保管します。この際に収容品の実情に応じて、開披検査等を行うことがあります。

## 5 お引取りのない場合等の処置

前項に定める保管期間が経過してもお引取りのない場合、パレットごうつ指定管理者（以降「管理者」）が収容品を廃棄または所轄署へ届出をします。

## 6 緊急時等の対応

緊急時等の場合、管理者は収容品の点検の実施及び出し入れに立ち会うことができます。

## 7 収容できないもの

- ① 貴重品（現金・有価証券・ロッカー使用者にとって重要な物品等）
- ② ロッカーを破損または汚損するおそれのあるもの
- ③ 臭気を発するもの・不潔なもの・腐敗または変質しやすいもの
- ④ 危険品（爆発物・揮発性または毒性のある薬品等）
- ⑤ 銃砲刀剣類および犯罪に供されるおそれのあるもの
- ⑥ 法令等により所持または携帯を禁じられたもの
- ⑦ 動物
- ⑧ 死体および遺骨
- ⑨ その他保管に適さないと認められるもの

## 8 収容できないものを収容した場合等の処置

- ① 使用期間中および使用期間経過後の保管中において、その収容品が「7 収容できないもの」に該当する

疑いのあるときは、開扉のうえその実情に応じて、管理者が開披、保管、廃棄、その他適当な処置をすることがあります。

- ② 管理者が必要と認めたときは、収容品の出し入れに第三者が立ち会うことがあります。

## 9 ロッカー使用者の賠償責任と義務

ロッカーを破損・汚損した場合または他のロッカー収容品に損害を与えた場合は、賠償をしていただきます。

## 10 免責事項

次の各号の場合は、収容品の滅失または毀損等の損害が生じた場合でも、管理者はその賠償の責任を負わないものとします。

- ① 鍵の紛失、盗用による場合
- ② 第三者のなりすましによる収容品盗用の場合
- ③ 天災地変等の不可抗力による場合
- ④ 使用者のロッカー誤施錠、誤使用による場合
- ⑤ 司法権等の発動により関係官公署から、収容品を押収又は証拠品として提出を求められた場合
- ⑥ 「7 収容できないもの」に掲げる物品を収容した場合
- ⑦ その他管理者の責めに帰さない場合

## 11 鍵の保管および紛失時の対応

- ① ロッカーは、使用者が指定の硬貨を投入して自ら施錠を行い、ロッカーの鍵は、使用者が責任をもって保管してください。
- ② 鍵を紛失した場合は速やかに窓口へ届け出てください。この場合に収容品をお引取りになる場合には、所定の書類を提出し、身分証明書等を確認させていただいたうえでお引取りいただけます。

なお、お引き取り申請時、申請内容と物品の明らかな乖離がある場合、警察署員立ち合いによる物品確認をさせていただきます。

また、施錠装置の交換代金として、実費をお支払いいただきます。なお、支払後に鍵をお持ちいただいたとしても交換代金は返却できません。